

- 二七、煙草元賣捌自治体移譲ノ件（可決）
- 二八、労働組合法制定ノ件（可決）
- 二九、議員候補者申請ニ関スル件（可決）
- 三〇、婦人政治結社自由要求ノ件（可決）
- 三一、第五十七議會解散要求ノ件（可決）

理由 由省略

決議

現下ノ議會今野カ不自然不合理ナルハ議論ノ余地ナシ我等ハ現内閣カ第五十七議會ヲ断然解散シ公平ナル選挙ノ下ニ國民ノ意志ニ向フキコトヲ主張スルニ此時各方面ニ行ハレシアル議會解散回避ノ陰謀ノ如キコレヲ一蹴シテ現内閣ハ一路議會解散ニ向ッテ前進スヘシ

実行方法

中央執行委員会ハ右決議文ヲ携ヘテ總理大臣ニ迫ルコト 院選出代議員ハ院内ニ於テ解散運動ヲ行フコト

三三、小作法制定要求ノ件（可決）

理由

現時ニ於ケル農民政策ノ最大急務トシテハ小作法ノ制定ヲ於テ他ニナレト我等ハ帝ニ主張シ来タノテアル年々増加シテアル小作半額ヲ民法ノ法文ニ依テ規律センカ必スモソコニ悉ルヘキ重大ナル結果ヲ来ステアラウガ我等ハ此ノ意味ニ於テ農民政策ノ重要ナルモノ一ツトシテ左記参考法案ヲ作成セルモノデアリ

小作法参考案

- 第一條、小作トハ小作ヲ目的トスル土地ノ賃借及永小作ヲ云フ
- 第二條、小作地ノ賃借ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡シアリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ス
- 第三條、小作人ハ賃借權ノ讓渡シ又轉賃借ヲナスコトヲ得。但賃借人ノ承認セザル場合ハ第六條ノ規定ニ從ヒ小作人ニ賠償スルコトヲ要求ス

第四條、小作地賃借ノ期間ハ二十年トス

第五條、賃借人自己又ハ家族ノ自作ノ爲ニスル小作地ノ返還ヲ請求スルヲ得ス